



## 医用差込接続器

JIS T 1021 : 2019

(IEIEJ/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩渕 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	江崎 正	IEC/SMB 日本代表委員(ソニー株式会社)
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田中 一彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員(富士ゼロックス株式会社)
	水本 哲弥	東京工業大学
	山根 香織	主婦連合会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.2.1 改正：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原案作成者：一般社団法人電気設備学会

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6 堀留ゼネラルビル TEL 03-6206-2720)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本工業標準調査会 標準第二部会(部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	1
<b>4 定格、極数、種類及び極配置</b>	2
<b>5 使用環境</b>	2
<b>6 性能</b>	3
<b>6.1 医用コンセント</b>	3
<b>6.2 医用差込プラグ</b>	4
<b>7 構造、材料及び寸法</b>	5
<b>7.1 構造一般</b>	5
<b>7.2 材料</b>	6
<b>7.3 刃及び刃受穴の形状及び寸法</b>	6
<b>8 試験方法</b>	6
<b>8.1 保持力試験</b>	6
<b>8.2 接地刃受の保持力試験</b>	6
<b>8.3 耐異常引抜性試験</b>	6
<b>8.4 溫度上昇試験</b>	7
<b>8.5 接地極温度上昇試験</b>	7
<b>8.6 接地極接触抵抗試験</b>	7
<b>8.7 開閉試験</b>	7
<b>8.8 絶縁抵抗試験</b>	7
<b>8.9 耐電圧試験</b>	7
<b>8.10 耐過電流試験</b>	8
<b>8.11 耐熱性試験</b>	8
<b>8.12 ねじ端子及びリード線付端子強度試験</b>	8
<b>8.13 組立強度試験</b>	8
<b>8.14 衝撃強度試験（医用コンセント）</b>	8
<b>8.15 アンモニアガス耐久性試験</b>	8
<b>8.16 ねじなし端子引張強度試験</b>	9
<b>8.17 ねじなし端子曲げ強度試験</b>	9
<b>8.18 ねじなし端子ヒートサイクル試験</b>	9
<b>8.19 ねじなし端子耐過電流試験</b>	9
<b>8.20 コード引止部強度試験</b>	9
<b>8.21 コード引出部強度試験</b>	10
<b>8.22 押圧試験</b>	10

ページ

8.23 衝撃強度試験（医用差込プラグ）	10
8.24 外郭強度試験	10
8.25 刃取付部強度試験	10
8.26 耐燃性試験	11
8.27 構造試験	11
9 検査	11
9.1 形式検査	11
9.2 受渡検査	12
10 製品の呼び方	12
11 表示	12
解 説	15

## まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人電気設備学会（IEIEJ）及び一般財團法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS T 1021:2008**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に係る確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

日本工業規格

JIS

T 1021 : 2019

# 医用差込接続器

Hospital grade outlet-sockets and plugs

## 1 適用範囲

この規格は、医用電気機器と周波数 50 Hz 又は 60 Hz の交流 100 V の電路との接続に使用する医用差込接続器について規定する。ただし、この規格には、マルチタップ及びコードコネクタボディは含まず、また、床取付用、防水形、防爆形など特殊用途の医用差込接続器も含まない。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS C 3306** ビニルコード

**JIS C 3307** 600 V ビニル絶縁電線 (IV)

**JIS C 3612** 600 V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線

**JIS C 8303** 配線用差込接続器

**JIS C 8306** 配線器具の試験方法

**JIS T 0601-1** 医用電気機器－第 1 部：基礎安全及び基本性能に関する一般要求事項

**JIS T 1022** 病院電気設備の安全基準

## 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS C 8303** 及び **JIS T 0601-1** によるほか、次による。

### 3.1

#### 医用差込接続器

医用電気機器の電源を接続するための差込接続器。医用コンセント及び医用差込プラグの総称。

### 3.2

#### 医用コンセント

**JIS T 1022** の 3.3（医用コンセント）による。

### 3.3

#### 医用差込プラグ

医用電気機器に用いる差込プラグ。刃及びコード（キャブタイヤケーブルを含む。）の接続部を絶縁物で覆った外郭などから構成され、これを手を持ってプラグ受に抜差しするもの。